変更した事項
電波の型式及び周波数　P〇N　九、四一〇MHz（±）九〇MHz
記事　九、三二〇MHzから九、五〇〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーの空中線の指向面が本信号所の方向を向いたとき、レーダーの指示面にモールス符号O（－－－）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
変更年月日　平成二十四年一月十五日

〇海上保安庁告示第五十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　舵掛岩灯標
位置　山口県熊毛郡上関町（舵掛岩）
北緯　三三―四九―五七
東経　一三二―〇八―四八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十四年一月十七日

名称　亀岩灯標
位置　山口県熊毛郡上関町（亀岩）
北緯　三三―五一―四三
東経　一三二―〇四―三二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十四年一月十七日

〇海上保安庁告示第五十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　那珂湊港南防波堤灯台
位置　茨城県那珂湊港（南防波堤外端）
北緯　三六―二〇―一五
東経　一四〇―三六―〇八
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十四年一月十八日

名称　肥前端島灯台
位置　長崎県長崎市（端島）
北緯　三二―三七―三七
東経　一二九―四四―一六
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで五〇メートル
変更年月日　平成二十四年一月十八日

〇海上保安庁告示第五十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　木更津港富津第十二号仮設灯標
位置　千葉県木更津港（富津港東防波堤灯台の北方約二・五キロメートル）
北緯　三五―二〇―二九
東経　一三九―四八―三九
廃止年月日　平成二十四年一月十九日

名称　木更津港富津第十四号仮設灯浮標
位置　千葉県木更津港（富津港東防波堤灯台の北方約一・六キロメートル）
北緯　三五―二〇―〇〇
東経　一三九―四九―〇二
廃止年月日　平成二十四年一月十九日

〇海上保安庁告示第五十六号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　久遠港外南防波堤灯台
位置　北海道久遠郡せたな町（久遠港外南防波堤外端）
北緯　四二―一三―一〇
東経　一三九―四九―四一
変更した事項
名称　久遠港島防波堤西灯台
位置　北海道久遠郡せたな町（久遠港島防波堤北西端）
北緯　四二―一三―〇九
東経　一三九―四九―三三
変更年月日　平成二十四年一月十九日

名称　三ツ瀬灯台
位置　長崎県長崎市（三ツ瀬）
北緯　三二―三六―五六
東経　一二九―四二―二一
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・九メートル　平均水面上から灯火まで二六メートル
変更年月日　平成二十四年一月十九日

〇海上保安庁告示第五十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　草山埼灯台
位置　山口県山口市（草山埼）
北緯　三三―五九―〇五
東経　一三一―二六―二五
変更した事項
光度　一一、〇〇〇カンデラ
光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十四年一月二十日

〇海上保安庁告示第五十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　上天草港阿村西防波堤灯台
位置　熊本県上天草市（上天草港阿村西防波堤外端）
北緯　三二―三一―三七
東経　一三〇―二六―五九
廃止年月日　平成二十四年一月二十三日

〇海上保安庁告示第五十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　厚岸灯台
位置　北海道厚岸郡厚岸町（大黒島）
北緯　四二―五六―五三
東経　一四四―五一―五七
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十四年一月二十三日

名称　浜金谷港防波堤灯台
位置　千葉県富津市（浜金谷港防波堤外端）
北緯　三五―一〇―一五
東経　一三九―四八―五八
変更した事項
光度　閃光実効光度三九〇カンデラ　不動光三九カンデラ
光達距離　閃光七・五海里　不動光四・〇海里
変更年月日　平成二十四年一月二十三日

名称　橘浦ウルメ島南東方灯標
位置　徳島県阿南市（舟磯灯標の南南西方約三・九キロメートル）
北緯　三三―五一―二九
東経　一三四―四一―四二
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・四メートル　平均水面上から灯火まで七・三メートル
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　発電源開発株式会社橘湾火力発電所管理
変更年月日　平成二十四年一月二十三日
記事　一時変更中のところ高さ等変更のうえ復旧